

国際日本文化研究センターオープンアクセス実施要領

平成28(2016)年10月19日 制定

令和3(2021)年10月21日 最終改正

(趣旨)

1. この要領は、国際日本文化研究センターオープンアクセス方針（以下「方針」という。）の定めるところにより、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の教職員等（以下「教職員等」という。）によって得られた研究成果及びセンターが発行した出版物に掲載された研究成果のオープンアクセスを実施するために必要な事項を定めるものである。

(教職員等)

2. 教職員等は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 専任教員
 - (2) 特任研究員
 - (3) 客員教員
 - (4) 外国人研究員
 - (5) 機関研究員
 - (6) プロジェクト研究員
 - (7) 外来研究員
 - (8) 共同研究員
 - (9) 事務職員・技術職員
 - (10) 総合研究大学院大学文化科学研究科国際日本研究専攻在学生
 - (11) 名誉教授
 - (12) 過去に(1)から(10)に該当したもの
 - (13) その他情報管理施設長が適当と認めたもの

(研究成果)

3. 研究成果の種類は、次の各号に定めるものとする。なお、前項(12)に該当する教職員等の研究成果はセンターの肩書きで公表されたものまたは本文中にセンターでの研究成果であることが表記されているものに限る。
 - (1) 紀要論文
 - (2) 学術雑誌掲載論文
 - (3) 科学研究費補助金研究成果報告書

- (4) 学会、講演会、シンポジウム等発表資料
- (5) 講義録、教材
- (6) 学術情報を含む一般記事
- (7) その他情報管理施設長が適当と認めたもの

(センター以外の出版物)

- 4. センター以外の出版社や学会等が発行した出版物に掲載された研究成果（以下「発行版」という。）が国際日本文化研究センター学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）でも公開可能である場合、センターは当該発行版をリポジトリに登録する。発行版の公開は禁じられているが、著者の手元にある最終稿等の研究成果（以下「著者版」という。）がリポジトリで公開可能である場合、センターは当該著者版をリポジトリに登録する。公開に同意した教職員等は、発行版か著者版のいずれか適切な研究成果の電子ファイルと「日文研リポジトリ登録書」を情報管理施設長に提出するものとする。なお、公開が可能かどうかの確認等は著者たる教職員等が行うものとする。
- 5. センター以外の出版社や学会等が発行するセンターの共同研究成果等をリポジトリに登録する場合は、発行申請の責任者たる教職員等が発行申請時に意思を表示するものとする。

(センターの出版物)

- 6. センターが発行した出版物等に掲載された研究成果の公開に関する手続き等は、「国際日本文化研究センター学術研究成果物等の電子化及び発信等運用指針」の定めるところによる。

(非公開)

- 7. 著者たる教職員等が、リポジトリによる研究成果の公開を不適切であると判断した場合、研究成果をセンターに提出しないことでその意思を表示したものとする。また、著者たる教職員等がリポジトリに既に登録されている研究成果の公開を不適切であると判断した場合、「日文研リポジトリ登録中止依頼書」を情報管理施設長に提出するものとする。著者たる教職員等以外の者がリポジトリに既に登録されている研究成果の公開を不適切であるとセンターに通知した場合、情報管理施設長の判断により、リポジトリによる公開を一時的に中断し、所管の委員会で公開中止とするかを決定するものとする。

(メタデータ)

- 8. センターは、研究成果の登録に伴い、関連する書誌情報やリンク情報、引用情報、抄

録等からなるメタデータを登録する。

(著作権)

9. 著作権の帰属は以下の通りとする。

- (1) 研究成果の著作権は、リポジトリに登録された後も著作権者に留保される。
- (2) メタデータには著作権は発生しないものとする。ただし、メタデータに記述された抄録はその限りではない。

(研究成果及びメタデータの取扱)

10. センターは、リポジトリに登録された研究成果及びメタデータを以下の通り取り扱う。

- (1) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。ただし、第7項に該当するものを除く。
- (2) 保存及び利用可能性の維持のために複製・媒体変換を行い、バックアップファイルを作成する。
- (3) 研究成果の流通及びデータ活用を促進するため、メタデータを機械判読に適した標準的な形式で提供する。

(ライセンス)

11. 登録された研究成果及びメタデータの利用におけるライセンスは以下の通りとする。

- (1) 出版社が学会等の投稿規則、出版契約等により、当該研究成果の利用に関する条件が定められている場合、その定める条件。
- (2) 上記(1)に該当しない場合、研究成果の著作権者は、当該研究成果を任意のライセンスで公開することができる。
- (3) センターは、登録したメタデータを原則公開する。ただし、メタデータに記述された抄録は、著作権者が許諾しない場合、公開しない。メタデータの公開に際しては、原則として「CC0 (クリエイティブ・コモンズ・ゼロ：パブリック・ドメインへ提供)」に相当するライセンスを適用するものとする。

(遡及)

12. 方針施行以前にセンター以外の出版社や学会等から発行された出版物に掲載された研究成果や、方針施行以前に方針と相反する契約を締結した研究成果について、著者たる教職員等がリポジトリへの登録を希望する場合は、この要領に従って登録を行うものとする。

(所管)

13. この要領に係る業務の所管は資料課とする。

(免責事項)

14. 当該研究成果の内容に関する責任は、著者たる教職員等がすべて負うものとする。

15. 当該研究成果のリポジトリへの登録や公開あるいはその利用等に際して生じた損害について、センターはその責任を負わない。

(その他)

16. この要領に定めるもののほか、必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則

この要領は、平成28(2016)年10月19日から実施する。

附則

この要領は、令和3(2021)年10月21日から実施する。